

議案第109号

大阪市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の 基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(公共下水道の構造の基準)

第3条 公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第5条の8から第5条の10まで（第5条の9第6号を除く。）並びに下水道法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第435号）附則第2条第1項（公共下水道に係る部分に限る。）及び下水道法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第327号）附則第2条（公共下水道に係る部分に限る。）に定めるところによる。

(適用除外)

第4条 前条に定める基準は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理の基準)

第5条 終末処理場の維持管理は、令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

(都市下水路の構造の基準)

第6条 都市下水路の構造の技術上の基準は、令第17条の10において準用する令第5条の8及び第5条の9（第6号に係る部分を除く。）並びに下水道法施行令の一部

を改正する政令（平成15年政令第435号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）及び下水道法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第327号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）に定めるところによる。

（適用除外）

第7条 第4条の規定は、都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第6条」と読み替えるものとする。

（都市下水路の維持管理の基準）

第8条 都市下水路の維持管理は、令第18条各号に定めるところにより行うものとする。

（令等の改正に伴う経過措置）

第9条 令（令を改正する政令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している公共下水道又は都市下水路が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

下水道法に基づき、公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

下水道法（抄）

（構造の基準）

第7条 省 略

- 2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（放流水の水質検査等）

第21条 省 略

- 2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

（管理の基準等）

第28条 省 略

- 2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定める。